

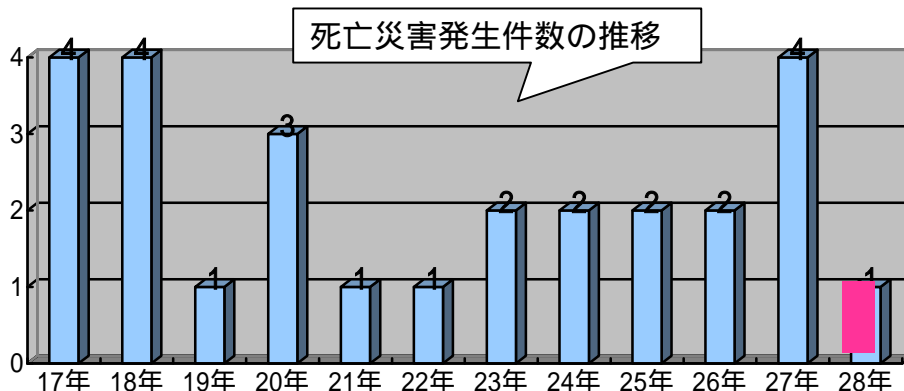
死亡労働災害ゼロ運動！

日光労働基準監督署管内（日光市、塩谷町）の2016年（平成28年）における死亡労働災害は、平成28年3月に発生した**1人**でした。平成27年から増加傾向にあった死亡労働災害に対し、管内各職場の各種取組により、平成28年4月以降、現在まで、死亡災害ゼロを達成し、平成29年4月末に**死亡災害ゼロ400日**を達成しました。

死亡労働災害はあってはなりません。亡くなられた方にとっては、唯一つの命であり、また、ご家族、ご友人、職場の仲間にとっても、代わりとなるものがない「かけがえのない命」なのです。

この死亡災害ゼロの日数を更に積み重ね、いつの日か「**安心して働ける職場・地域**」と呼ばれる日が来ることを望んでおります。そのためにも、各職場においては、死亡災害につながりかねない危険な状態・危険な行動はないか、再確認、改善の上、労働災害防止に取り組んでください。

平成29年5月 日光労働基準監督署長

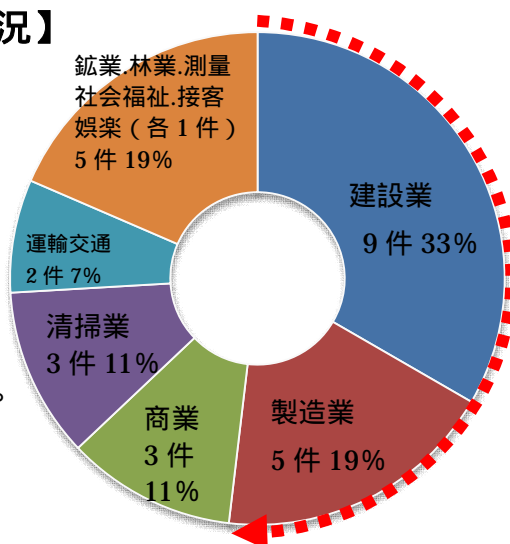


（参考）【過去(平成17～28年)の死亡災害発生状況】

業種別死亡災害

業種別では建設業が最も多く、9人で33%を占め、次に製造業が5人（19%）、商業並びに清掃業が3人（11%）と続きます。

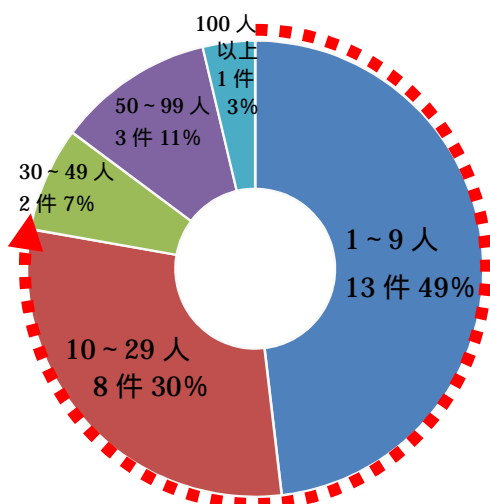
建設業・製造業で過半数を占めているものの、近年は、第三次産業における死亡災害の割合が高くなってきております。



規模別死亡災害

規模別では、労働者数10人未満の規模で、13人（49%）、10から29人で8人（30%）、これら規模30人未満で、全体の約8割を占めています。

中小・零細な規模の事業場において、安全を最優先する取組みが一層求められます。

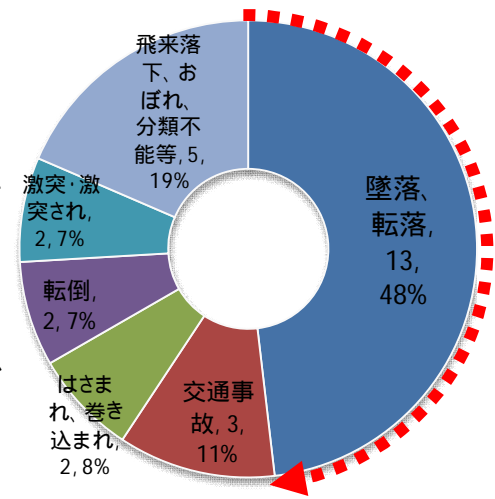


事故の型別死亡災害

事故の型別では、墜落・転落が13人（48％）と約半数を占め、最も多く発生しています。墜落・転落災害は建設業で多く発生していますが、製造業、清掃業においても発生しており、全ての事業場で発生する可能性があります。

また、続いては交通事故3人（11％）、はさまれ巻き込まれ及び転倒がそれぞれ2人（8％）、の発生状況です。

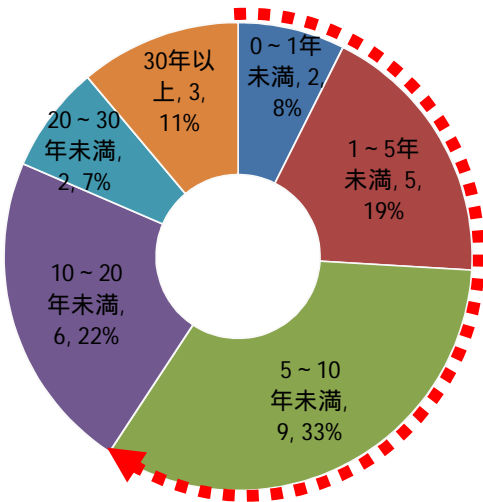
転倒・交通事故は、業種、規模にかかわらず発生する可能性がありますので、全ての事業場で防止対策をお願いします。



経験年数別死亡災害

経験年数別では、5～10年未満が9人（32％）と最も多く、経験年数10年未満が16人（60％）を占めています。

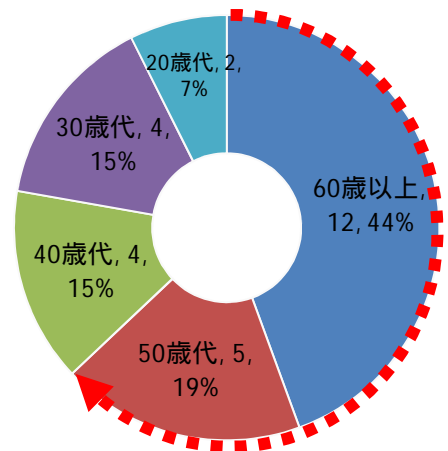
管内では、10年以上のベテランに比べ10年未満での災害発生の割合が極めて高いことから、10年未満の労働者に対する教育等を充実させ、転倒などの危険性について対策を講じる必要があります。



年齢別死亡災害

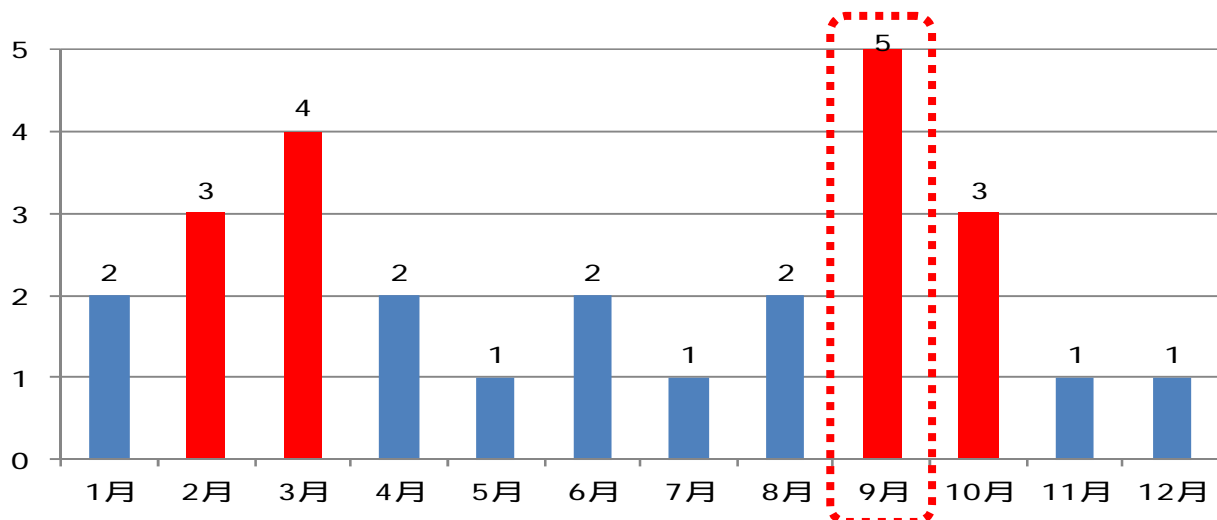
年齢別では、60歳以上で12人（44％）と最も多く、次いで50歳代で5人（19％）です。これらを合わせた50歳以上で、63％を占めています。

当署管内では、50歳以上の労働者の災害発生の割合が極めて高いことから、労働者の年齢に応じた作業方法の検討等を実施し、労働者の加齢による災害を防止していく必要があります。



月別死亡災害

全国的には、年末（12月）、年度末（3月）に多くの死亡災害が発生していますが、当署管内では、年度末だけでなく10月でも3人が死亡しており、秋も要注意となっています。



「死亡労働災害ゼロ運動！」について

(骨子)

1 目的

実施期間における死亡労働災害をゼロとして撲滅を図る。
「安心して働くことができる職場・地域」を目指す。

2 実施期間

平成29年4月1日から平成29年12月31日

3 主唱者

日光労働基準監督署

4 実施者

管内事業者
管内各災害防止団体及び事業主団体

5 主唱者の実施事項

- (1) 災害多発業種事業場に対する監督指導等の強化
- (2) 各事業主団体等への各種取組・要請の実施
- (3) その他本運動の実施に必要な事項

6 事業者の実施事項

- (1) 事業場における安全衛生意識の高揚
- (2) 事業場内の機械設備の総点検の実施
- (3) 掲示物等による「安全の見える化」の実施(参考1参照)
- (4) 労働者の基本動作の点検・再確認
- (5) 各職場における「安全行動宣言」の実施(参考2参照)
- (6) 危険性又は有害性の調査(リスクアセスメント)の実施
- (7) 第12次労働災害防止計画に示す業種別災害防止対策の実施
- (8) 事業者団体等による自主的パトロールの実施
- (9) その他本運動の実施に必要な事項

「見える」安全活動の例

事例① 転倒災害を防止するための「見える化」



転倒防止のため、耐滑性の高いワークシューズ(耐滑区分5、動摩擦係数0.4以上)を導入しているが、更に、靴底の摩耗により耐滑性能が落ちることを防止するために、毎年定期的に靴底を点検。取組シートを作成して掲示している。

- ・スリップサインのチェック方法を見える化
- ・交換時期の目安を明示
- ・転倒防止の注意事項も明記

企業名：(株)あきんどスシロー
業種：接客接客業

事例② 腰痛を予防するための「見える化」



人力小運搬の際、「20kgを超える場合は二人以上で持つ」「重い物を持ち上げるときは腰を落としてから持ち上げる」等のルールを決めているが、実際にその重量を体験・体感することで腰痛防止を図っている。

企業名：鹿島建設(株) 関東支店 本田さくら新テストコース造成工事事務所
業種：建設業

事例③ 熱中症を予防するための「見える化」



各自一人ひとりが排尿時に色を見比べ、自己判断で水分補給を行うことにより熱中症予防対策ができる。

企業名：宇野重工(株)
業種：製造業

事例④ 化学物質による危険の「見える化」



当工場は危険物、可燃ガス、等多くの化学物質を取り扱っており、接触回避や緊急時処置のリスク低減及び過去教訓の安全スキル伝承に効果的手法として見える化を活用。工場8職場にて全員参加で活動を展開しています。

企業名：エア・ウォーター(株) ケミカルカンパニー鹿島工場
業種：製造業

「見える」安全活動の事例

「見える化」は、危険認識や作業上の注意喚起を分かりやすく知らせることができ、また、一般の労働者も参加しやすいなど、安全確保のための有効なツールです。

厚生労働省では、見える安全活動をすすめるため、「見える安全活動コンクール」で事業場での見える安全活動の事例を募集し、優秀事例を紹介しています。

以下は、このコンクールで優秀事例とされた見える化の事例です。これらの事例を参考に、職場の見える化に挑戦してみましょう。



(事例は、厚生労働省「見える安全活動コンクール」の優秀事例トヨタ自動車(株)より)

「死亡災害ゼロ運動」用チェックリスト

(交通労働災害、墜落・転落災害防止用)

交通労働災害防止対策用チェックリスト

交通労働災害防止対策	良	否	非該当	改善日
交通労働災害防止ガイドラインによる、管理体制は確立されているか。				
交通ルールを遵守するため、ヒヤリ・ハットの活用等により安全教育を実施しているか。				
危険予知(KY)活動による、交差点等での左右確認等の安全確認が励行されているか。				
運転中は早めのライトの点灯及び、蛍光ベルトの着用等(バイクや自転車)の目立つ格好で走行しているか。				
余裕のある作業時間を確保するなど、適正な運行計画が立てられているか。				
交通労働災害防止ガイドライン				
運行区域の危険箇所を洗い出すなどして、交通安全情報マップ等が作成・周知されているか。				
異常気象時には、走行の中止や安全な場所への一時待機等労働者に適切に指示しているか。				
運転者に対して、運転時の疲労回復に努めるよう指導しているか。				
走行前点検等を実施しているか。また異常があった場合は、直ちに補修措置が講じられているか				

墜落・転落災害防止用チェックリスト

墜落・転落災害防止策	良	否	非該当	改善日
作業床を設けているか。				
作業床には手すりが設置されているか。(作業床から85cm以上の位置に設置すること)				
中さんは設置されているか。(作業床から高さ15cm以上40cm以下の位置に設置すること)				
作業床の設置が困難な場合は、安全帯を使用しているか。(安全帯取付け設備はあるか)				
開口部等には囲い等を設けているか。				
囲い等が困難な場合は、防網等を張っているか。				
はしごの上部と下部を固定しているか。(ロープ等で上部と下部を固定しているか)				
脚立には開き止め金具が付いているか。				
脚立には十分な広さの踏み面はあるか。				
脚立の支柱には滑り止めがあるか。(脚部に滑り止めを設けて転移防止を図ること)				
うまを脚立に代用して使用していないか。(うまの単独使用禁止)				
脚立の天板での「作業禁止」は徹底されているか。				
ヘルメット(墜落時保護用)を着用しているか。				

屋根上での作業	良	否	非該当	改善日
踏み抜き等による墜落・転落災害を防止するため、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の措置が講じられているか。				
防網を張ることが困難な場合、安全帯取付設備を設置しているか。なおかつ、労働者は安全帯を着用し、使用しているか。				
ヘルメット(墜落時保護用)を着用しているか。				

特にスレート、木毛板等(塩化ビニール等)ぜい弱な材料で葺かれた屋根

このチェックリストは、今回の緊急死亡労働災害防止対策用のチェックリストですので、これらを遵守すれば絶対に労働災害が防げるといったものではありません。ですから、これら以外の事項については、皆様の事業場の実情にあったものを随時追加や修正するなどしてご活用ください。